

令和5年度長久手市児童クラブ活動費の減額及び免除について

児童クラブの活動費は、児童一人につき毎月5,000円（8月分は8,000円）を納めていただきますが、下記の項目に該当する方は減免が受けられます。

該当される世帯は、下記の事項をお読みいただき、申請書にご記入の上、市役所子ども未来課へ提出してください。児童扶養手当受給資格者世帯以外で申請書の提出がない場合は、減免の対象となりませんのでご注意ください。

1 対象世帯と減免後の活動費

対象世帯	区分	活動費
生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	A	0円
児童扶養手当受給資格者世帯（全額支給停止世帯を除く）	B	通常 2,500円
就学援助費対象世帯		8月 4,000円
その他	C	市長が別に定める額

2 提出書類

- (1) 児童クラブ活動費減免申請書（裏面に記載例があります。）

3 注意事項

- (1) 減免申請が受理された月の翌月から児童クラブ活動費が減免されます。
- (2) 減免資格のなくなった月の翌月から児童クラブの活動費を変更します。
- (3) 減免資格のなくなった時点で速やかに子ども未来課児童係へご連絡ください。
- (4) 児童扶養手当受給資格者世帯について4月～12月分の活動費は、当該年度4月分～10月分の児童扶養手当受給状況、翌年1月～3月は当該年度11月分～3月分の児童扶養手当受給状況に基づいて判定します。
- (5) 児童扶養手当受給資格者世帯は減免申請書の提出を省略することができます。（児童クラブ入会申込時の同意に基づき、児童扶養手当の受給状況の調査を行います。）減免を希望しない場合は子ども未来課児童係へご連絡ください。就学援助費対象世帯（児童扶養手当受給世帯を除く）は申請が必要ですのでご注意ください。
- (6) 減免申請書及び添付書類は子ども未来課児童係に提出してください。

長久手市児童クラブ活動費減免申請書

令和 5年 2月 1日

長久手市長

申請者（保護者）

住所 長久手市

氏名 長久手 花子 印

次のとおり、令和5年度の活動費の減免を申請します。

なお、減免申請の審査をするために、市長が必要な児童扶養手当受給者情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。

児童氏名	長久手 太郎	児童クラブ名	長久手クラブ
減免を申請する理由	該当欄にレ点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯又は中国残留邦人等自立支援給付受給世帯 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給資格者世帯（全額支給停止除く） <input checked="" type="checkbox"/> 就学援助対象世帯 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※裏面の「減免申請についての注意事項」をよく読んでからご記入ください。

「減免申請についての注意事項」

- (1) 減免申請が受理された月の翌月から児童クラブ活動費が減免されます。
- (2) 減免資格のなくなった月の翌月から児童クラブの活動費を変更します。
- (3) 減免資格のなくなった時点で速やかに子ども未来課児童係へご連絡ください。
- (4) 4月～12月分の活動費は、4月から10月分の児童扶養手当受給状況に基づき判定します。1月～3月までの活動費は11月から3月までの児童扶養手当受給状況に基づいて判定します。
- (5) 就学援助対象世帯で申請する場合は就学援助認定通知書の写しを添付してください。
- (6) 減免申請書及び添付書類は子ども未来課児童係に提出してください。